

会計検査院の令和2年度決算検査報告において、「警察施設の浸水対策」について「処置済事項」として検査結果が掲記され、本年11月上旬に内閣に送付される見込みである。

1 検査対象の概要

警察施設は、災害時における応急対策拠点として機能する必要があるが、機能維持に重要な設備の非常用発電設備等及び通信機器について、水害時の浸水対策が効率的、効果的に実施されているか検査が実施された。

2 検査結果の概要

51都道府県警察等のうち、9都県警察では、止水板を設置するなど、警察施設の建替えなどによらない浸水対策の計画が策定されていた一方、42道府県警察等は、建替えや通信機器の更新等の機会を捉えた浸水対策の実施や検討以外に、既存施設に対する計画を策定し、対策を効率的に実施する取組が行われておらず、このうち40道府県警察等では、非常用発電設備又は通信機器が浸水により損傷する可能性があった。

こうした事態が生じていたのは、これまでの警察庁の指導が十分ではなかったことなどによると認められた。

3 講じた改善措置

警察庁では新たに通達を発し、警察施設について、

- ・ 浸水のおそれ及び想定される洪水被害等を的確に調査し、その結果を踏まえ、非常用発電設備等及び通信機器に対する浸水対策計画を策定し、効率的に実施すること
- ・ 浸水対策計画について、最新の情報に基づいた見直しを図ること
- ・ 代替施設を浸水想定区域外に設定することが困難な場合の対策案を示し、警察業務の遂行に支障が生じないための対策を実施すること

を都道府県警察等に対して指示した。

また、警察庁において、都道府県警察等が策定した浸水対策計画等を継続的に確認し、適切な指導を行うこととした。